

令和 8 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

租税法

以下の設問にすべて答えなさい。解答の冒頭に問題番号を付すこと。

1. 事業所得と給与所得の区分について、次の問いに答えなさい。
 - (1) 所得税法上の給与所得と事業所得の区分について、最判昭和 56 年 4 月 24 日（弁護士顧問料事件）を中心とする判例通説の枠組みを示した上で、主要な判断要素を整理しなさい。
 - (2) 近年の就労形態の多様化（業務委託・フリーランス、テレワーク等）に照らし、事業所得と給与所得の区分を判断する際にどのような問題が生じ得るか、論じなさい。
2. 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算構造を踏まえつつ、所得税法における必要経費と法人税法における損金の異同について、論じなさい。

以上

（参考条文）

所得税法施行令

（事業の範囲）

第六十三条 法第二十七条第一項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

- 一 農業
- 二 林業及び狩猟業
- 三 漁業及び水産養殖業
- 四 鉱業（土石採取業を含む。）
- 五 建設業
- 六 製造業
- 七 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）
- 八 金融業及び保険業
- 九 不動産業
- 十 運輸通信業（倉庫業を含む。）
- 十一 医療保健業、著述業その他のサービス業
- 十二 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業